

平成26年11月11日参議院文教科学委員会質疑

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文でございます。

今日は大臣に、オリンピック担当大臣として質問をさせていただきます。

私は、この委員会で以前にも何度か、オリンピックに向けて、たばこ対策として、受動喫煙防止法とかあるいは東京都の条例、こういうものをしっかりと作っていかなければいけないと。それは、国民の健康増進につながるのは当たり前ですけれども、やはりこれはオリンピックをやる都市としてしっかりとやっていかなければいけない、その理由としてオリンピックに関係する国際機関がそれを求めているということはずっと訴えてまいりました。

私は、それを確認するために、今年の九月にジュネーブ、ローザンヌを回りまして、WHO、IOC、そして条約の事務局、FCTC事務局全て回って、その認識を確認をしてまいりました。その中で、ちょうど九月の初めに舛添東京都知事が、オリンピックを成功させるためにも、議会の御理解をいただいて受動喫煙防止の条例を作っていかなければならないと考えているという表明がありまして、非常にその回った国際機関でも期待度が高まっております。

それで、今日はちょっとその資料を用意したので、ちょっと大臣にも、委員の皆さんにも御披露させていただきたいと思えます。

まずは、世界保健機関、WHOのたばこを担当しているダグラス・ベッチャーさんが舛添知事に書簡を、激励文を書িয়েくれました。この四つ目のパラグラフをちょっと見てください。

WHOの技術的サポートとIOCの全面的な合意の下、各地域のオリンピック組織委員会は、他分野の協力を得て、オリンピック大会を完全にたばこフリーとしてまいりました。もう法律があるところはその法律にのっとって、そして、そのような法令がない国あるいは都市では、オリンピック開催までに、開催都市をスモークフリーにするための対策、これは条例だとか法律、適切な方法を講じていますと。こうやって、北京大会あるいはソチ・オリンピック、全てしっかりと条例なり法律を作っていただきました。

その下のパラグラフに、二〇二〇年東京オリンピックをたばこフリーにする目標実現に向けて私どもが全面的に支援することを表明いたします。私どもは、東京がスモークフリーシティになり、オリンピック大会をたばこフリーとする措置を実施することを望んでいます。

僭越ながら、私どもには、速やかにそのためのテクニカルアシスタンスを提供する用意がございますと。

次のページをめくっていただきますと、これは、日本も加盟をしている、参加をしているたばこ規制枠組条約の事務局長ベラ・ルイーザさんが、やはり東京の舛添知事にお手紙を書いていたいただきました。

三つ目のパラグラフを見ていただきたいんですが、I O C、国際オリンピック委員会は、二十年前から、スポーツイベントをたばこフリーで行うことを基本方針としております。二〇〇〇年のシドニー・オリンピックにおいては、会場が全てたばこフリーとされました。これは、レストランを含めて職場の完全禁煙とたばこの宣伝、販売促進、スポンサー活動を禁止したシドニー市条例に基づいて実施されたものでした。オリンピック開催都市はこれに倣って会場の禁煙化を進めました。

その次の行。東京をたばこフリーオリンピックの運動の列に参加させるだけでなく、東京の全ての職場と公衆の立ち入る施設を完全禁煙にすることによって、他の地域さらに日本全体に、たばこの煙のない環境を実現することが、たばこ規制対策に大きな貢献をもたらすというメッセージを発信することになりますと。

その次のパラグラフで、東京がそこに住む人々にとってより健康的な環境となることを目指す受動喫煙防止法令の制定と実施を全面的に支持、応援申し上げます。こう、たばこ規制枠組条約の事務局長も申しております。

もうこれ以上は避けますが、次のページは、実はこれも驚いたんですが、その次の次ページをめくっていただくと、要するに医療団体ですね。世界医師会、医師会の世界組織です。国際の歯科医師会の世界組織、それから理学療法士の世界組織、薬剤師の世界組織、看護師会の世界組織、この医療関係五団体というんでしょうか、もうこの団体も、総力を挙げて東京がオリンピックに向けて受動喫煙防止条例なり防止法を作ることを全面的に支援したい、こう言っているんです。

私は大変意を強くしたんですが、実はこれ、国際機関からのこういう要請というふうに捉えられていないところがまだありまして、東京の中にも相当な抵抗勢力があって、そんなことをやるかどうかは俺らの勝手だろうというようなことを平然と言う方もいらっしゃいます。

まず、大臣、国際機関、特にオリンピックに関係するI O CやWHOや、あるいは日本が条約を結んでいるF C T C、こういう機関が、東京オリンピックに向けて受動喫煙防止法なり防止条例をしっかりと作

らなきゃ駄目だと、みんなオリンピック開催都市はそれをやってきているんだと、東京がそれをしっかりやる、日本がそれに動くのであれば全面的に支援するからこの機会にしっかりやりましょう、こう言っているんですね。さあ、これについて、オリンピック担当大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） まず、松沢委員が受動喫煙防止に関して精力的に活動され、またこの度はスイスまで行かれて関係機関の方々とお会いになって進めておられるその行動、心より敬意を申し上げます。

御指摘の二〇一〇年にI O CとWHOとの間で取り交わされた合意文書が目指している健康的なライフスタイルと草の根のスポーツ活動を広げていくこと、これは大変有意義なことだと考えます。また、受動喫煙防止対策を講じることは、これは御指摘のように、健康寿命を延ばすこと、また東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けたおもてなしの環境づくりという観点から重要であるというふうに認識します。

○松沢成文君 そこで、国際機関は、東京がオリンピックをやるわけだから、まず東京で受動喫煙防止条例を作ってほしいと。ただ、オリンピックは東京だけじゃなくて、例えば宮城のスタジアムとか札幌のスタジアムとか、私はちょっと異議を申し立てていますが、ゴルフも埼玉県霞ヶ関カントリー倶楽部とか、東京以外でもやるわけですね。それから、選手たちは合宿地として日本国内いろんなところに行くわけですね。

ですから、そういう意味では、東京都の条例だけでなく日本国が、日本は国土が狭いですから人の移動も激しいので、自治体の条例だけでなく法律をしっかりと作っていかないと、これ対応できないわけですね。国際機関としても、条約に入っているのは日本国なんだから、日本国としてしっかりと取り組んでいただける、そこまでやってほしいということなんですね。

そこで、オリンピックに向けて東京都と、舛添知事もかなりやる気になっていますので、国ですね、担当大臣あるいは組織委員会の下に、しっかりとこのたばこ問題に取り組んでいく、受動喫煙防止条例なり防止法を国際スタンダードに合ったもので作っていく、そういう検討会議というものをつくって進めていただきたいと思いますんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） まず、国の方に関しての法律がどうでき

るかどうかと。

これは、松沢委員からも、またほかの委員からも国会で何度も取り上げられたことでもありますので、私の方で内閣官房オリパラ室に指示をし、今、厚生労働省において、近年のオリンピック開催地の受動喫煙に関する法規制の状況調査をさせました。ほとんどの開催地において、御指摘のように、何らかの形で強制力を持った法制上の措置が講じられているとの調査の結果が上がってきております。

その上で、今後の対応については、関係省庁におきまして専門家や関係者の意見を聞きながら引き続き検討が進められるように促してまいりたいと思います。

また、東京都の舛添知事には、この国会での取り上げられたことを含めて、東京都でも独自に条例制定考えたかどうかということも私の方からも申し上げておりますが、東京都とそれから国全体の関係でもあります。これはオリンピック組織委員会の中に知事とそれからオリンピック担当大臣と組織委員長とそれからJOC、JPC、ボードメンバーとして入っております。そういうところで問題提起をさせていただきたいと思います。

○松沢成文君 本当に大臣の積極的な姿勢、私も本当に心強く思っております。

それで、各国際機関がやはり言っていたのは、国際的なきちっとした基準、つまり強制力を持った条例なり法律にしてほしいと。これ、二つ条件があるんですね。

一つは、公共的室内空間は原則禁煙を目指すべきだと。分煙でいいんでしょうというのは駄目なんだということですね。ですから、原則禁煙で、どうしても分煙措置をとるところは完全分煙、要するに席分煙なんかは全く駄目ですと。絶対に空気が漏れないように完全な形の分煙、喫煙室を造ってきちっとやる、まあそれでも本当は不合格なんです、とにかく原則禁煙だということですね。

それからもう一つは、罰則のある、これ行政罰でいいと思うんですけども、法律なり条例にしないと、強制力が全くなると。

実は、大臣御承知のとおり、健康増進法の第二十五条で、事業者は受動喫煙防止をしなければいけないという努力義務はあるわけですね。努力義務がもう法律であっても日本の場合はほとんど守られないので、居酒屋に行ってもホテルに行ってもたばこ吸い放題というところはあるわけです。

ですから、そういう意味で罰則付きの法律や条例、この二つを守っ

ていただかないと、幾ら条例作りました、法律作りましたといっても、それは全く国際的には評価されずに、オリンピックで来る観光客や選手たちは何だ日本はということになってしまいますので、ここを是非とも御認識いただきたいと思います。

大臣、最後に、舛添知事もロンドンを視察してきて、各競技会場とかあるいは町づくりの現場とか、さらには選手村みたいなところも全部回ってきて、そのときにロンドンの市長さん始め皆さんに言われたのは、とにかくレガシー、オリンピックをやったことによってそれが後世のロンドン市民、英国国民に本当に良かったなと思ってもらえる遺産をどう残せるか、それをしっかり考えて施設の整備もしなきゃ駄目ですよと言っているんですね。ですから、後で本当に使いやすいスタジアムなのか、あるいは、後で一般の人もそこに入ってすばらしい生活ができる選手村なのかですね。

その意味で、オリンピックはバリアフリーを目指しています。ですから、私はバリアの中にたばこの煙もあると思うんですね。たばこを吸わない人にとっては、たばこの煙は本当にバリアです。ですから、そのバリアフリー化の中にスモークフリー化も入れていただいて、今回、受動喫煙防止法をしっかりと作っていくことが、オリンピックの健康的遺産、つまりヘルスレガシーになるという思いでやっていただきたいと思います。大臣、一言、最後よろしく願いいたします。

○委員長（水落敏栄君） 時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

○国務大臣（下村博文君） 個人的には、私たばこ吸いませんから、おっしゃるとおり、同感をいたします。

ただ、御指摘の立法措置については、これは第一義的には、法律を所管するのが、厚生労働大臣が判断する事柄ということにもなります。この問題に関する国民各層の様々な意見、議論の趨勢や東京都における検討状況なども見極めつつ、関係省庁において、しかし積極的に検討していくべきことだというふうに考えます。

○松沢成文君 どうもありがとうございました。